

別紙

農村振興基本計画の作成に関するガイドライン

平成18年3月

I. はじめに

地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい、アメニティに満ちた農村としていくためには、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備、生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進する施策を的確に実施していくことが必要である。

このため、「農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（以下「基本指針」という）」（平成13年8月3日付け13農振第1194号農林水産事務次官・国総事第35号国土交通事務次官通知）を参考として、都道府県又は市町村若しくは広域事務組合（以下「都道府県又は市町村等」）という。）において農村振興基本計画の作成が進められている。

本ガイドラインは、都道府県又は市町村等において作成する農村振興基本計画に記載することが望ましい事項について、基本指針別表に沿って取りまとめたものである。

II. 農村振興基本計画に記載することが望ましい事項

1. 計画に係る地域の情勢と診断

(1) 地域の情勢

地域の社会経済情勢を整理する。

農村振興に関する各種施策を総合的に計画するにあたり、まず、基本的な事項として、地域が置かれている社会経済情勢を十分に把握し、地域課題を整理していく必要がある。本項目で整理した内容が次項目の地域診断につながることに留意し、地域の経年的な情勢の変化が把握できるよう図表等を活用し整理を行う。具体的項目として次の項目が挙げられるが、地域の状況に応じて適宜省略・追加を行う。

なお、ここでいう「地域」とは、農村振興基本計画の計画対象地域全体を指している。

① 自然条件（気象、地形条件）

位置、地域の地勢（平地、山地、河川等の状況）、気候（気温、降水量等）などについて整理する。

② 土地利用の状況

地域の土地利用状況について、農用地、森林、宅地等の面積の変化を整理する。農用地については、水田、畑、樹園地に分類して整理することが望ましい。また、各種土地利用に関する法規制や計画、及びそれらに基づく区域の指定状況についても整理する。

③ 人口構造の動向

国勢調査等をもとに年齢層別人口構成の変化を把握し、人口の推移や高齢化の状況等について整理する。

④ 産業構造と動向

就業者総数や産業別就業人口の変化を把握し、地域の産業構造を整理する。

⑤農業・農村構造と動向

農家及び農業就業者の動向、専兼別農家数、経営耕地面積の内訳、耕作放棄地の発生状況、農業粗生産額や主要作物・特産的農産物の内訳、農業生産基盤整備の状況、農産加工の取組み状況など、計画上必要と考えられる事項について整理する。

⑥生活環境の整備状況

道路や公共交通機関、上下水道、情報・通信、教育施設、保健・医療施設、福祉施設等の整備状況を整理する。

⑦地域資源の分布

自然環境、棚田等の農村景観、地域独自の伝統文化、多様な生態資源、バイオマスなどの地域資源の分布について整理する。

⑧地域づくり・交流活動の状況

各種活動団体グループが取組んでいる特産品の加工・販売、都市との交流や観光振興に向けた活動、高齢者の福祉対策などや、行政が進めている地域間連携など各種の地域づくりや交流活動状況について整理する。

(2) 地域診断

地域の振興のために取り組むべき重点課題と積極的に利活用すべき地域資源等を明らかにする(地域診断は、アンケート、ワークショップ、懇談会等に基づき実施する)

- ①地域の課題を整理し、特に重点的に対処すべき課題の改善方向を明らかにする。
- ②地域資源の利活用状況及び未利用資源を整理し、都市住民の地域に対する期待等を踏まえ、今後これらの利活用の可能性を明らかにする。

(1)の地域の情勢を踏まえ、アンケート調査、ワークショップ、懇談会等を通じて地域住民の意見や地域づくり団体等の意見を聞き取りつつ、地域の課題を整理し、重点的に対処すべき地域の課題の改善方向、及び地域資源の利活用の可能性について明らかになるよう取りまとめる。

地域資源については、その有効活用が地域の課題解決の有力な手がかりとなることから、地域(集落など)毎にこれらの地域資源の利活用状況を整理し、利用の可能性について検討する。

2. 計画に係る地域の将来像

(1) 地域の将来の望ましい姿

地域が目指す将来の望ましい姿、全体像をとりまとめる。

- ①地域の将来像については、基本的な分野に分類・整理し、そのあり方を示す。また、まちづくり憲章のような基本的な理念をとりまとめる。
- ②各市町村の有する憲章、市町村構想、広域構想等の既存のものを参照して、地域の特性に応じた”夢”とインパクトがあるものとする。
- ③将来像は、20～30年程度先の姿を想定した長期的なものとする。

地域が目指すべき将来像(20～30年程度先の姿)について、1. で整理した項目を基に基本的な分野に分類・整理し、既往の構想との整合や「夢」とインパクトが感じられるよう配慮してとりまとめる。基本的な分野とは、例えば、農村経済の活性化、住みやすい農村の暮らしの実現、環境との調和の推進、などの分野を指す。

(2) 農村振興のテーマ

地域の将来の望ましい姿を実現するためのテーマを設定する。

将来像を実現する上で、具体的施策により重点的に取り組むべき課題をテーマとして設定する。

「地域の将来の望ましい姿」を具体化するためには、総合的な農村振興が求められるが、特に重点的に取り組むべき課題については「農村振興のテーマ」として取り上げる。重点的に取り組むべき課題が複数ある場合はテーマを複数設定する。

(3) 農村振興の目標

テーマ毎に期待されるおおむね10年後の目標を掲げる。

- ①施策の推進により10年後に達成すべき目標をテーマ毎に設定する。
- ②目標設定に当たっては、将来行われる農村振興施策に係る事後評価手法に活用できるものとする。

「農村振興の目標」は、既に公表している市町村総合計画などで示されている目標指標等を参考にしながら、おおむね10年後の目標として、可能な限り具体的な評価や測定ができる内容を設定する。

特に、「農村振興基本計画」の作成後、当該計画に記載した各種農村振興施策について将来事後評価を実施できるよう、農村振興の目標設定として事後評価手法に活用できる指標を設定する必要がある。

3. 農村振興に関する施策の基本方針

(1) 計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策

農村振興のテーマ毎に、おおむね10年先を見通し、地域の将来像を実現させるために必要な施策（ハード及びソフト施策）の内容を定める。

○テーマ毎に設定した10年後の目標を達成するために必要な施策の内容及びハード施策により整備される施設等を概略的に整理する。

「農村振興基本計画」においては、テーマ毎に設定したおおむね10年後の目標を達成するために必要な施策を検討する。

このため、まず、農村振興のテーマ毎の目標指標に対して、講じていくべき施策の方向を整理する。例えば、「地域資源を活かした地域づくり」といったテーマに対しては、「地域環境の保全・整備」、「交流連携推進」、「地域特産物の開発」などの施策の方向が考えられ、それぞれの施策の方向に対して講じていくハード及びソフト施策の内容（例えば、「地域環境の保全・整備」に対しては、①里山環境の保全、②水質保全、③魚類の遡上対策、④自然エネルギー活用、等）を整理する。

施策の内容にハード施策がある場合は、地域の状況を踏まえ、整備される施設等の概略を整理する。

また、施策の実施にあたっては、関係する各種法律等に基づく規制や他の計画との整合性を図るように調整する。

計画作成に当たり関係府省からの助言等が必要な場合は、「農村振興基本計画に係る助言・勧告の具体的な方法について」（平成14年3月6日付け農林水産省農村振興局農村政策課長・国土交通省総合政策局事業総括調整官事務連絡）に基づいて手続きを進める。

(2) 推進プログラム

(1) で定めた施策を実施するスケジュールを整理する。

①ハード施策についてはおおむねの年度を基本として実施方針を定める。

②ソフト施策については中長期的な視点を踏まえた実施方針を定める。

推進プログラムは、農村振興に向けた総合的な施策推進を目的とした具体のアクションプランであり、各分野の課題や設定目標に即しながら、おおむね10年間の計画期間に想定される施策が総合的・計画的に講じられるよう検討を行う。

このとき、当該地域における計画事業を網羅的に盛り込むのではなく、施策の重複に留意しつつ、各分野の課題解決、あるいは設定目標の実現に必要な重要施策グループを絞り込み、実効性の高い計画となるよう努めるものとする。

関連する施策を計画的に推進していくために、各種施策の実施スケジュールについては十分に調整を行うものとする。

ハード施策については、関連施策間の施工調整を十分に行うと共に、整備された施設等を効率的・効果的に活用していくためのソフト施策との連携に配慮する。例えば、都市と

の交流の促進に当たって、自然とのふれあいの場や交流拠点の整備等を行う場合に、受け入れ側の人材育成や態勢整備などのソフト施策の実施に配慮する。

ソフト施策については、地域資源の効果的な保全・活用に向けた地域活動等を推進していくことが重要であり、このような取組として、例えば、美しい農村景観の形成・保全活動や、地域ぐるみで取り組む伝統芸能の保全・普及活動などが挙げられるが、美しい農村景観を保全・形成していくためには、地域住民が景観に対する認識を共有し、活動に対して地域の合意形成を図っていく必要があり、合意形成を経て地域住民による主体的な地域づくり活動が定着していくためには一定の取組期間が必要である。このため、ソフト施策のスケジュール作成にあたっては、中長期的な視点に立った実施方針を定め、人材育成や地域の合意形成の促進などを含めた各種対策を計画的に整理することとする。

推進プログラムについて、基本計画作成主体以外が事業主体となる施策を推進プログラムに記載する場合は、当該主体と調整されていることが望ましい。

推進プログラムに記載する施策名については、次の分類を参考に可能な限り具体的に記していくことが望ましい。

分 類	記 載 内 容
農林水産業・商工業振興施策	農業基盤整備（かんがい排水、ほ場整備、農道整備等）、林業生産基盤整備、水産基盤整備、農林水産業用施設整備、商工業振興対策 等
交通施策	道路等の交通ネットワーク整備 等
国土保全、防災施策	河川整備、砂防対策、急傾斜対策、農地防災 等
生活環境整備施策	汚水処理施設整備、水道施設整備、公園整備、農村景観保全対策 等
教育・文化振興施策	公立小中学校施設整備、地域文化の振興対策 等
福祉・医療施策	少子化対策、高齢者福祉対策、医療対策 等
観光・交流施策	観光振興対策、都市との交流促進対策 等
その他	地域エネルギー活用対策、自然環境保全 等

(3) 地域住民等の参加の方針

行政と地域住民等の役割分担を明確にし、施設の管理・利活用及びソフト施策に関する地域住民等の参加方針を定める。

- ① 施策の推進に当たり、地域住民等の参加を得る具体的内容を整理し、地域住民等の役割分担を明確化する。
- ② 地域住民等の参加に当たり、必要となる組織、手法、活動に関する方針等を取りまとめる。

農村振興に当たっては、行政と地域住民や各種活動団体との連携が重要であり、それぞれ

れの役割分担を踏まえながら、必要となる組織づくりや連携のあり方について整理する。例えば、地域活動の基本的な単位（例えば、集落単位や水系単位）や、連携推進のための組織（例えば、集落を越えた圏域毎に地域づくり協議会を設立し相互に連携するとともに、各種団体の参画を得て全体として推進協議会を設立）を示して、それぞれの組織の具体的な活動内容を整理し、地域住民等の役割分担を明確化する。

また、地域の合意形成を図って各種施策を推進していくための手法の整理を行う。例えば、ワークショップ等の活用や、広報資料の作成等が挙げられる。

Ⅲ. その他

・ 農村振興基本計画の見直し

農村振興基本計画の計画期間は10カ年が基本となるが、計画期間以内であっても社会経済状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すことが望ましい。

特に市町村合併に関連し、計画の対象地域は「基本指針」において「原則として複数の市町村が連携した広域的な地域を対象として、都道府県又は市町村などにおいて作成することが望ましい。ただし、広域的な地域を対象とする基本計画の作成が困難である場合には、単独市町村の範囲を対象として基本計画を作成することも適当と考えられる」としているところであり、市町村合併後に旧市町村の範囲で計画した農村振興基本計画を見直す場合は、留意されたい。

また、見直しにあたっては、関係する各種法律等に基づく規制や他の計画との整合性を図るように調整する。